### 報道機関 各位

# 門司港地域複合公共施設整備事業に伴う 九州旅客鉄道株式会社の事務所支障移転工事について

門司港地域複合公共施設整備事業に伴い支障となる九州旅客鉄道株式会社(以下、「JR 九州」という)事務所の移転工事については、北九州市とJR九州の間で締結した協定に基づき実施しているものです。

このJR九州事務所の配管工事については、文化財保護法第93条に基づく工事立会による調査・記録のため一時的に中断しておりましたが、工事再開の準備が整いましたので、下記の通りJR九州に再開していただくよう要請したことをお知らせいたします。

記

#### 1 工事再開日 令和7年1月8日

## 2 その他

工事再開後も引き続き文化財保護法第93条に基づく工事立会を行い、配管の敷設に 支障となる構造物の一部は撤去しますが、新たに構造物が発見された際には丁寧に調査・記録を行ってまいります。

#### 【お問い合わせ先】

(複合公共施設の整備及び JR 事務所支障移転工事に関すること) 都市戦略局事業推進課 一瀬(課長)、大庭(係長)

電話:093-582-2469

※なお、埋蔵文化財に関することは下記までお問合せください。 都市ブランド創造局文化企画課 楠本(課長)、原田(係長) 電話:093-582-2391